県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和４年９月２１日
宮崎県教育委員会

県における「医療非常事態宣言」から「医療緊急警報」への移行を受け、全ての県立学校における感染対策の対応を以下のとおりとする。

◎今後の対応【９月２２日（木）から当面の間】

○　学校における感染防止対策については、基本的な対策に加え、これまでの知見等を踏まえた**最大限の感染対策**に取り組むこと。

○　教育活動について、地域や学校の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を行った上で**感染リスクの低い活動から徐々に実施**すること。

○　**毎日の健康観察**を徹底するとともに、少しでも体調が悪い場合は登校を控えるなど、**家庭と連携**した感染拡大防止に取り組むこと。

１　学校における感染対策について

・　検温、マスク、手洗い等の基本的対策に加え、これまでの知見等を踏まえた**最大限の感染対策**（十分な換気、適切なマスク着用(可能な限り不織布マスク)、学習用具の共同使用上の注意等）について、児童生徒や教職員が共通理解をした上で、十分に取り組むこと。

・　このほか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2022.4.1 Ver.8（文部科学省)」を参考に感染対策の徹底を図ること。

２　学校において感染者が確認された場合の対応

以下を参照して対応すること。

・　「保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定の変更について」（令和４年５月９日付事務連絡）及び「保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定方法の変更について」（令和４年７月６日付事務連絡）【特別支援教育課】

・　「保健所機能の重点化に伴う新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者特定の取扱い等の変更について」（令和４年５月１０日付事務連絡）【高校教育課】

３　部活動の対応

部活動については、別紙の事務連絡を参照すること。

４　寮及び寄宿舎の対応

寮及び寄宿舎の対応については、「寮及び寄宿舎における新型コロナウイルス感染症対策等について」（令和４年６月３日付事務連絡 財務福利課ほか）を参照すること。

５　その他

・　上記の対応は、９月２１日（水）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応を変更する可能性もある。

・　不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

県内の感染拡大は、ピークを過ぎた状況にありますが、学校では行事後に感染者が増加するなど気の抜けない状況が続いております。

各学校とも、自校の感染状況をしっかりと把握していただき、校内で感染が拡大する状況にあっては、学級閉鎖や行事の延期等も含め、適切かつ迅速に対応するようお願いします。

判断が難しい場合などは、適宜、担当課へご相談ください。